

# 生命の詩基金運営委員会規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この基金は、生命の詩基金（以下「基金」という。）という。

(事 務 所)

第2条 この基金の事務所を岩手県盛岡市三本柳8地割1番3号 岩手県身体障害者福祉協会内に置く。

(目 的)

第3条 この基金は、県内在住の障害者の結婚に祝い金を贈るなど、障害者の幸せな家庭づくりと社会復帰への意欲を促進することを目的とする。

(事 業)

第4条 この基金は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(委 員)

第5条 この基金を運営するため、生命の詩基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置き、10人以内の委員をもって構成する。

(選 任)

第6条 運営委員は、岩手県身体障害者福祉協会長が委嘱する。

(職 務)

第7条 運営委員会(以下「委員長」という。)は、岩手県身体障害者福祉協会長があたる。

(任 期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(権 能)

第9条 委員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他

(召 集)

第10条 委員会は、委員長が召集する。

2. 委員会を招集するには、会議の目的である事項・内容・日時及び場所をあらかじめ通知しなければならない。

(議 長)

第11条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。ただし、委員長に事故ある時又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を行う。

(定 足 数)

第12条 委員会は、委員2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第13条 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第14条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または、他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

附 則

この規約は、平成10年2月10日から施行する。

なお、昭和54年7月10日に設定した「生命の詩基金規約」は廃止する。